

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する
明細書

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する 明細書			連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()	
各連結法人における特別試験研究費の額 (11の計)	1	円	(4)のうち税額控除割合が30％である 試験研究に係る当期税額控除額 ((4)と別表六の二(五)「5」のうち少 ない金額)			5	円
各連結法人の特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(1)の合計)	2		税額控除割合が30％である試験研究に 係る当期控除額の個別帰属額 $(5) \times \frac{(12)}{(3)}$			6	
各連結法人の税額控除割合が30％である試 験研究に係る特別試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(12)の合計)	3		同 上 以 外 の 試 験 研 究 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 $((4) - (5)) \times \frac{(1) - (12)}{(2) - (3)}$			7	
当 期 税 額 控 除 額 (別表六の二(五)「12」)	4		特 別 試 験 研 究 費 に 係 る 当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (6) + (7)			8	
特 別 試 験 研 究 費 の 額 の 明 細							
措法第68条の9第6項 各号の該当号	特 別 試 験 研 究 の 内 容					特別試験研究費の額	
9	10					11	
第1号 ・ 第2号						円	
第1号 ・ 第2号							
第1号 ・ 第2号							
第1号 ・ 第2号							
第1号 ・ 第2号							
計							
同 上 の う ち (9) が 第 1 号 で あ る 試 験 研 究 に 係 る 特 別 試 験 研 究 費 の 額						12	

別表六の二(五)付表
平二十九・四・一以後終了連結事業年度分

別表六の二（五） 付表の記載の仕方

この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第6項
《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》の規
定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに
作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の
中に記載してください。